

令和7年 知立市議会 3月定例会

企画文教委員会報告

委員会開催日：令和7年3月11日（火）

〈 委員会構成 〉

委員長：中島 清志、副委員長：中島 孝之

委員：嶋田 義雄、岩城 道雄、三浦 美香、杉浦 弘一、那須 幸子

令和7年 知立市議会 3月定例会で審議した議案

▼ 企画文教委員会 所管分（8件）

番号	議案等	自由討議	討論	採決結果
議案 第 3号	知立市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第 4号	知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第 5号	知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	なし	あり (反対)	可決 すべきもの
議案 第 6号	知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第 7号	知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第 8号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	なし	あり (賛成・反対)	可決 すべきもの
議案 第 9号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの
議案 第10号	知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例	なし	なし	可決 すべきもの

令和7年 知立市議会 3月定例会で審議した議案

▼ 予算・決算委員会 企画文教分科会 所管分（4件）

番号	議案等	自由討議	討論	採決結果
議案 第24号	令和6年度知立市一般会計補正予算 （第11号）	なし	分科会では、 討論・採決は 行いません。	
議案 第26号	令和6年度知立市土地取得特別会計 補正予算（第1号）	なし		
議案 第31号	令和7年度知立市一般会計予算	なし		
議案 第33号	令和7年度知立市土地取得特別会計 予算	なし		

今回の報告案件

議案	報告案件
第 5号	<u>1. 知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</u>
第 8号	<u>2. 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例</u>
第31号	「令和7年度知立市一般会計予算」 <u>3.不登校対応オンライン学習支援実施事業</u> <u>4. ちりゅう55祭（さい）事業</u> <u>5.太陽光発電設備・空調設備設置事業</u>

▼その他、下記の議案について、質疑答弁がありました。

知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、令和6年度知立市一般会計補正予算（第11号）

1.知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

▶令和6年の人員勧告に鑑み、職員の手当等を改正するもの

(1) 扶養手当の見直し

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	8級	3,500円	廃止	
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

(2) 地域手当の支給率の引下げ

	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度
支給割合	10%	10%	9%	8%

1.知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(3) 通勤手当の引上げ

- ・支給限度額を15万円に引上げる。

(4) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大

	現行	見直し後
支給対象時間	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

(5) 再任用された職員への手当支給の拡大

- ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を新たに支給する。

(6) その他所要の整備

1.知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

＜ 着眼点 ＞

- ・ 職員の手当等の改正内容は適正であるか？

委員の質問	当局の答弁
①地域手当とは、どういう手当なのか？	①地域で物価や経済状況などが異なることから、その地域に見合うように支給されている手当。
②地域手当が、刈谷（16％）と知立（10％）で地域手当が違うことが理解できないが、どういうことか？	②県内の支給率は元々バラバラあったが、今回の改正により県内の支給率は将来的に8％に統一されていく。
③地域手当も賃金も知立より刈谷の方が高いことで、人材の流出等の心配はないか？	③職員のモチベーションが気になるが、従前から人事院勧告に従っており、激変緩和措置で来年度は据置、8年度と9年度にそれぞれ1％ずつ引下げを行う。

1.知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

＜ 反対討論 ＞

- ・あまりにも職員処遇への影響が大きく、今の段階で決めるべきことではない。

今回は保留にし、来年度もう一度考えたらどうかということで保留にすべき。

2.知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

- 市長の給料月額からその額に100分の20を乗じて得た額を減額する特例を、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間定めるもの。

(2) 施行期日

- 令和7年4月1日

2.知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

＜着眼点＞

・ 条例の特例を定める条例は適正か？

委員の質問	当局の答弁
①条例による減額ではなく、20%を返納するという方法もあるのでは？	①寄付行為にあたるため、難しい。
②公職選挙法違反にならないように、条例改正が必要ということか？	②今回は市長自身の思い、公約に掲げた政策に対する決意を市民や企業へ示すために改正をするもの。
③毎年給与の削減条例を繰り返すことはやめたほうがよいと思うが？	③期限を区切ったのは、政策実現を目的としているからであり、今回報酬削減をすることで最大限の決意を示したい。

2.知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

< 反対討論 >

- 給与の削減を政治家が行うものでない。

< 賛成討論 >

- 市長が公約で示したもののなので、賛成である。

3.不登校対応オンライン学習支援実施事業

(1) 事業立案の背景

- 全国的に、不登校の子どもたちの増加により、いじめや不登校を未然に防止するとともに、多様な学びの場、居場所の確保が喫緊の課題になっている。
- 不登校の子どもに対して多様な学びの場を提供することを目的とした「教育機会均等法」が施行され、令和5年3月31日には、文部科学省からの通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」で、子どもが不登校になった場合でも個々のニーズに応じた受け皿を整備することが改めて求められている。

3.不登校対応オンライン学習支援実施事業

(2) 事業の内容

- ・ 知立市においても徐々に増加している不登校の児童生徒への対応として、家族以外の一般社会とのつながりを確保していくためにオンライン上の仮想空間（メタバース）上に学びの場を構築し、そこでの他者との交流を通じて社会性を維持していくことを目指す。
- ・ 知立市専用のエリア（イメージ上の校舎）を構築することで知立市の児童生徒にとって参加しやすい学習空間を提供し、まずは参加体験を、次のステップとして豊富な既存の実績のある授業コンテンツを自由に選択して各自のレベルに合わせた学習の機会を提供する。

(3) 予算額

- ・ 2,578千円

3.不登校対応オンライン学習支援実施事業

＜着眼点＞

- ・「ひきこもり」に対する支援事業は適正であるか？

委員の質問	当局の答弁
①不登校児童生徒に対するオンラインを活用した事業を今後も継続して実施する場合、予算規模の拡大とか人材確保をどのように進めていくのか？	①現予算は1年間10人が利用する想定で考えている。予算内にはメタバース上の教育支援員の人件費を含んでいる。予算規模等は児童生徒の今後の利用実績等を踏まえながら研究していく。
②メタバースの学習と既存の校内の支援センターとの連携はどのように行うのか？	②不登校の中でも家から出ることができない児童生徒を想定しており、現在は、現実世界の適応指導教室との連携は考えていない。今後、研究していきたい。

3.不登校対応オンライン学習支援実施事業

＜ 着眼点 ＞

- ・「ひきこもり」に対する支援事業は適正であるか？

委員の質問	当局の答弁
③利用は10名位程度とあるが、それ以外の不登校児童生徒（200名）はこのシステムに入ることができるのか？	③不登校児童生徒の中の「ひきこもり」といわれる子たちに対して、今までは打つ手がなかったため、メタバースはその子たちへの手立てである。 「ひきこもり」以外の子どもたちは、今まで通り、むすびあい教室や校内支援ルームを活用して支援していく。

4.ちりゅう50祭（さい）事業

（１）事業立案の背景

- 令和2年度に実施予定であった、市制50周年記念事業「ちりゅう50祭（さい）・市民パレード」は、コロナ禍により、令和7年度に延期となった。
- 市民パレードの開催とともに誘致する予定であったディズニーパレードについては、実施における安全基準等の見直しがコロナ禍後に事業者側で行われたことにより、市内で当該基準等に合致する開催場所を提示することが困難になったため、市民パレード（ディズニーパレード）の実施は断念し、ちりゅう50祭の理念を継承する、新たな周年事業を企画・開催する。

4.ちりゅう55祭（さい）事業

（２）事業の内容

・令和２年度に「ちりゅう50祭」として企画された、マルシェやギネスに挑戦などの企画の実施を予定するとともに、新たな企画についても市民協働の視点を取り入れながら、多くの市民に関わっていただけるようなイベントを「ちりゅう55祭」として実施する。

（３）予算額

・21,000千円

4.ちりゅう55祭（さい）事業

＜着眼点＞

- ・ちりゅう55祭の事業内容は適正であるか？

委員の質問	当局の答弁
①安全基準の見直しによりディズニーパーレードが開催できなくなった理由は？	①コロナ禍と韓国の梨泰院（イテウォン）の雑踏事故によって、元々決められていた道路幅員等の基準が更に厳格なものになり、計画していた小針線では基準を満たせず開催を断念した。
②小針線以外の場所でのパレードの実施は検討しなかったのか？	②多くの人が集まれる場所や交通規制等ができる場所などの条件で、小針線に絞っていたので、他の場所は考えていなかった。また、基金2千万円のほとんどが警備費となってしまうため、広く市民に恩恵がある事業を検討する。

5.太陽光発電設備・空調設備設置事業

(1) 事業立案の背景

- 子供たちの学習・生活の場であり、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。
- しかし、学校体育館等における空調設置率は全国で約2割にとどまっており、更なる空調設備の設置促進が全国的に必要な状況となっている。

(2) 事業の内容

- 小中学校の体育館に空調設備を設置し、夏季の熱中症対策や災害時に快適に避難所生活ができるようにする。
- 小中学校の校舎屋上に太陽光発電設備を設置し、平常時の電力を賄う。また、太陽光発電設備と連動した蓄電池設備を併せて設置することで、夜間電力の供給、災害時の特定負荷への電力供給を可能とする。

5.太陽光発電設備・空調設備設置事業

(3) リース期間

- ・令和8年1月～令和17年12月（10年リース）

(4) 予算額

- ・小学校施設管理事業：21,675千円（3ヶ月分）
- ・中学校施設管理：11,226千円（3ヶ月分）

5.太陽光発電設備・空調設備設置事業

＜着眼点＞

・太陽光発電設備・空調設備の設置は適正であるか？

委員の質問	当局の答弁
①今年中に全小中学校への設置は可能か？	①今年の1 2月までに設置を完了し、来年の1月からリースを開始する前提で動いている。
②設置する蓄電池はどのくらいの容量を想定し、稼働時間はどれくらいか？	②空調設備はガスエアコンで電源自立型を採用し、太陽光発電は利用していない。太陽光発電と連動している蓄電池の容量は1校あたり44.5kwhで通常時は校舎の電気代を賄い、災害時には避難所となる体育館の照明やテレビ、携帯電話の充電などで雨天時でも1日もつ仕様となっている。

5.太陽光発電設備・空調設備設置事業

< 着眼点 >

・太陽光発電設備・空調設備の設置は適正であるか？

委員の質問	当局の答弁
④太陽光発電設備・空調設備設置事業のプロポーザルでの提案仕様は？	④太陽光設備は、通常時は校舎の電力を賄い、災害時は避難所となる体育館の電力が賄えること。空調設備は災害時を想定して電源自立型のガスエアコン仕様とし、補助金の活用を前提に全校一斉に令和7年中の設置を条件としている。
⑤災害時を考えると停電時にはガスでの稼働が有効。CO ₂ 削減のを考えると、通常時は電気で稼働し、災害時にはガスで稼働することはできないのか？	⑤災害時にはガスエアコンであれば3日間稼働できるが、電気でエアコンを稼働させるには膨大な量の蓄電池が必要となるため、トータルとしてガスエアコンを採用した。



以上

ご清聴ありがとうございました。

企画文教委員会